

審理員候補者名簿(産業労働部)

行政不服審査法(平成26年法律第68号)第17条に規定する審理員となるべき者の名簿は、次のとおりとする。

処分等の分類	審理員となるべき者
産業労働部総務課が所掌する事務に係る処分等	1 産業労働部総務課の副課長の職にある者
産業労働部地域経済課が所掌する事務に係る処分等	1 産業労働部地域経済課の副課長又は班長の職(行政職6級の職又はこれに相当する職を除く。)にある者 2 産業労働部総務課の副課長の職にある者
産業労働部地域産業立地課が所掌する事務に係る処分等	1 産業労働部地域産業立地課の副課長の職にある者 2 産業労働部総務課の副課長の職にある者
産業労働部新産業課が所掌する事務に係る処分等	1 産業労働部新産業課の副課長又は班長の職(行政職6級の職又はこれに相当する職を除く。)にある者 2 産業労働部総務課の副課長の職にある者
産業労働部労政福祉課が所掌する事務に係る処分等	1 産業労働部労政福祉課の就労対策官、副課長又は班長の職(行政職6級の職又はこれに相当する職を除く。)にある者 2 産業労働部総務課の副課長の職にある者
産業労働部能力開発課が所掌する事務に係る処分等	1 産業労働部能力開発課の副課長の職にある者 2 産業労働部総務課の副課長の職にある者
産業労働部国際局国際課が所掌する事務に係る処分等	1 産業労働部国際局国際課の国際交流官、副課長又は班長の職(行政職6級の職又はこれに相当する職を除く。)にある者 2 産業労働部総務課の副課長の職にある者
産業労働部観光局観光振興課が所掌する事務に係る処分等	1 産業労働部観光局観光振興課の副課長の職にある者 2 産業労働部総務課の副課長の職にある者